

関西労働者職業病No.14

関西労働者安全センター

1975.6.20 発行

大阪市北区菅柴町59日レコビル2F 岩井会内

☎06・358・2583

郵便振替口座 大阪 315742

40円

宝 張

今年2月、労働省は頸肩腕症候群に關して「3ヶ月治療しても治らない場合、他の原因を考へよ」と通達を出した。(基発才59号) 高度成長経済の中で日本の資本主義は高度に分業化さ

れ、巨大な情報管理とシステム社会へと再編された。その結果文明の利器コンピュータによつて、ビルの屋上から自殺せぬばならぬ女性労働者達の悲しい歴史が作り出された。5、6年の消耗品として使ひ古され、長く働くことを社会的に抹殺された女性労働者達を、

新通達をぶっとばせ

文字通り機械の部品として榨取した結果こそが頸肩腕症候群と低賃金構造である。また今日のような不況の際には彼女達はまず先に無慈悲に切り捨てられる「弱者」なのだ。

今回の通達はこうした社会状況を背景にして出されてきた。それは多発するケイ腕に對して、その認定のワクを広げようというホトクをとりながら、その実、作業姿勢、作業量など厳しい条件を付け、認定後3ヶ月治療して治らない場合には打ち切る、患者切り捨ての通達だ。企業の利潤追求に役立つ重度の頸腕労働者の首切りを

追めようというのである。そのために通信病院やロジエクトチームを作り、ケイ腕の原因を「組合運動のやりすぎ」とな「本人の心構え」とか言わせて通達に取り入れ、企業医に3ヶ月治療しても治らないのは私病だと言わせようとしているのだ。私達はこんな労働者を

殺し通達を認めろわけにはいかなない。労働者のケイ腕は全て職業病であり、3ヶ月の打ち切りは断じて許さぬ。認定にしろ、打ち切りにしろ、労働者に敵対する悪徳医者や監督署を糾弾し抜いて、反動通達をみっ飛ぼしてしまおうではないか。断固闘い抜こう!!

診断よりも本人の判断を尊重する」と約束させた。この約束は、昨年から一貫して「労働者の言う通りにせよ」と労基局を批判してきた厚いが積み重ねられたからこととれたのである。

医者の判断より 本人の判断を

次に5月14日、今度は医者のところへおしかけた。5月7日の約束をボイコットされた。医者は「現代医学ではあなたは症状が固定した。」「症状が固定した」と居通っていた。「あなたはその判断が打ち切りにつながらり、ひいては症状悪化をもたらす。医学的判断はそうした社会的背景を

ふまえてしなければならぬ。医者はそこまです責任をもち」と労働対は主張した。医者はなんやなやと言いつつ、私に「最後には、私の技術ではもうHさんを治せない。労基局へは「治す（症状固定）」ではなく「転院」として

て報告する」と約束させた。Hさんと京滋労働対の「打ち切り」粉砕のものだ。認定にしろ打ち切りにしろ、医者と労基局が結託し、「医学的判断」を前面におしたててくる。だが、

6.1 企業医の横暴を許すな

関東通信病院科長へ労働者結果

アロジエクトチーム 啓申白紙撤回・基発所号改悪阻止を具体的にスローガンとして、6月1日、東京において、職業病を向う電通交流会（宮城・福島・東京・埼玉・文房・徳島など）関東労働職業病共闘会議・関西労働者安全センター・医学連など全国津々浦々で労働者職業病と闘っている労働

者・学生300名が結集して集会がみちとられたことをまず報告しておきます。続いて6月2日、300名の隊列で、心からの激しい怒りと固い決意をもって関東通信病院を糾弾し、電々公社前で抗議集会を勝ち取りました。電々公社においては既に運用部門（交換手）を中心に3200

医者よりも誰よりも本人と職場の仲間、労働者こそが労働・職業病のことを知っているものである。Hさんの斗いに学び、行政と医者から判断権をうばい返して、「労働者の言うとおり」に「させていこう。

名もの頸肩腕症候群罹病者が発生し、4名もの人が「頭が鉛のように重い」といつて自殺していきます。しかし、去年2月に出生された関東通信病院アロジエクトチーム啓申は、この職業病の存在すらも抹殺し、労働者を切り捨てるものです。上司に不満を言う者、仕事に不平を持つ者、人間関係がうまくいかない者が病気になる。労働条件が悪いのではなく、労働条件に適応しない

者が病気になる、とい
った全くでたらめなも
のです。全てを個人の
体質や性格に帰してい
るわけです。更に今年
の2月になって、3ヶ
月以上なおらなければ
頸肩腕症候群とは認め
ない」といった認定基
準の改悪がなされました。
これらは電通労働
者のみならず、全国の
無数の頸肩腕症候群罹
病者に対する攻撃です。

職場から怒りの声

これに対して、電通
の罹病者を中心に強い
が盛り上がってしまし
た。「なまけ者」とい
うような差別にも負け
ず、頸肩腕症候群は相
次ぐ合理化・マルチに
よって引き起こされた
職業病であることを見
抜き、電通労働者は合
理化と対決してきまし

た。そして、治癒は向
いの中でするんだ、源
をたつことではな病
はなくならないんだと
いうことでもとの職
場で、もとの体をしを
スローカンに、背面パ
トロール粉砕、職場転
換反対、原職奪還の向
いをしてきました。そ
して、今年1月2月と
通信病院に答申白紙撤
回を求めて、団交を要
求してきました。いず
れも当局は職制を動員
してはぼんできました。
ところが、全電通の
組合幹部は、合理化に
反対し、プロジェクト
答申を批判するのでは
なく、治療ということ
だけを取り出して職場
転換を公社に率先して
行っていきます。さらに
選部内26000名の
の合理化を提議してい
ます。そして、職業病
を向う電通労働者に、

組織破壊の理由でもつ
て、統制処分除名のお
どしをかけています。
以上のように、6月
1日、2日の開いは、
電々公社と、それとグ
ルになった労働者、通
信病院に向けてあった
のと同時に、帝国主義
の超過利潤に買収され
と墮した帝国主義労働
運動に向けてもあつた
と言えます。労災職業
病闘争を階級的労働運

電算企業に多発する頸腕

全金岩井計算センター支部

現在までの とりくみ

我社は昭和42年日商
岩井電算部門の独立に
より設立され、現在従

動としておし進め、日
本帝国主義を打ち倒す
まで向うのだという固
い決意で、さらなる進
撃が確認されました。
通信病院との団交は勝
ち取れなかつたという
ものの、全国の向う労
働者が結集したことは
極めて大きな意義を持
っていたと思います。
労職研も本集会におい
て産業医大設置阻止の
アピールをし、さらに
決意を固めました。

業員約500名を擁し、
コンピュータ産業にお
けるプログラムの開発、
受託計算、ならびにコ
ンピュータ専員、パン
チ専員の派遣を主な業
務としている。全社で

キーパーンチヤーは、従業員の約半数を占め、多くが大手企業の下請として出向している。

組合結成前、キーパーンチャーの多くが沖繩等の地方より低賃金で採用され、そのほとんどが納期、あるいはコンピエー夕の使用時間、左右され、当然、残業等労働密度の強化を強いられ、肉体的精神的苛酷労働を全無なくされてきた。

しかし、会社側はこのような労働条件の中にありながら、頸肩腕等の症状を訴えた者に対し、治療の保障はもちろんのこと、原因が本人の体質に起因するとか、過去のクラム活動等に因果関係をこじつけ、2年程度で使い捨て同然に首を切っていた。

昭和49年2月、労組

が結成されると同時に、我々は頸肩腕にとり組み、小委員会を設置して具体的に多くの諸権利を削り取ってきた。以下に49秋斗協定への32条数十項目からなるからの抜粋を示す。

適用的範囲

対象者は雇用形態を問わず、会社と雇用契約を結んだすべての従業員であり、出向社員の取扱いに關しても、その関連会社や業者に協定を承認適用させることを義務づけ、義務をおこなった場合は会社が代替するようになっている。

業務上・外認定

認定の判定において、使用者による業務外であるとの立証のない限り業務上であることを認めさせている。

企業補償

頸肩腕及びそれに類する症状が、偶発性ではなく、会社の労働強化、合理化の結果生じたものである、として、予防再発防止及び罹病者に対する治療の全責任を負うことを削り取ってきた。休業及び休業中の賃金の保障、時内通院及び時内治療の保障と費用の負担等。又、作業時間の制限。作業量の平均化。最高タツチ数の制限。時内外労働の禁止。作業環境における温度湿度、照明、騒音、換気の改善。機械施設、作業方法等の改善、等の実施も削り取ってきた。

医者選択の自由

医師の選抜は、診断を受ける者の意向によることとし、会社が紹介

する場合も組合の承認を必要とし、診断結果に關しても無条件にそれを認め従うことを義務づけている。

検診の補償

一般従業員対象の定期健康診断の他に2回の特別健康診断を行わせると共に、症状を訴える者に対する随時検診も保障し、これらに要する費用の負担も補償させている。

以上簡単に協定から抜粋したが、この他に職場点検活動の自由等の保障、労災保険に対する現認署名の敏捷なる署名も会社側に義務づけている。

問題点と今後 のとりくみ

前記のように一定我々は、岩井資本に対

プロシエクト答申を打破

電通労働者の闘い 中電分会 吉布 充

女子を中心とした約3000人の電通労働者は、職業制預着院障害により苦しい毎日をよぎなくされていく。電々公社における預着院障害患者は、現在のには從來からあるにすぎないが、この3年来急激に統出してきている。この統出の原因は、日本帝国主義の高度成長政策と統一にした電々合理化の結果であることに間違いはありませぬ。第一歩から始まった第五次への合理化は、人間無視の利権第一主義で、機械設備にあつた作業、労働環境をくくり出していきます。このような資本の徹

底した合理化方針に対して全電通労働組合は、技術の進歩は否定できぬが、事前協議を通じて資本の意図を排除していくという職場における闘いを軽視放棄し続けてきたのです。この間、公社資本は目標管理をはじめとする全ゆる労働管理を実施してきたのです。職制による作業管理としての背面パトロール・グループ管理を強化する中で、個人生活への介入にまで及び、生理休暇の切りくずし、イヤハラを行ってきたのです。その結果が、現在おきている預着院患者の多発となり、一番弱い

部分である女子労働者に集中しているのです。私達 中電分会の労働者は、見る前に職業病問題を出し、電々合理化と闘う方針とその準備をしました。労働者が直感的に感じる職業病発生に連なる設備の撤廃と監査制度の廃止を要求して大衆集団闘争をくりひろげてきました。闘争の結果は、未だ不十分で発生源除去の視点は堅持しなからも、その第一歩をふみだしたにとどまっています。電々公社は、このような闘いが全国的に広がることを恐れて、昨年2月に出された関東通信院プロシエクトチームの答申をフルに活用し、預着院発生は、作業に関係ない、これは個人の体質・性格に起因するものだ」と

すべての責任を労働者に転嫁してきています。私達は、このような労働者と一体となった闘いのきりくずしと分断を断固はねのけ、対面通信院闘争を強め、業務災害認定闘争をからとるため、職場労働者と一体となった闘いを粘りづよく闘いぬく覚悟です。また、この闘いは「闘う患者会」の形成が緊急に要求されており、同時に既成の電通運動を乗りこえ突破するこゝとが必然となるものとす。

企業医の定数
企業医に協力を
お願いします
 産業医大阻止共闘隊

連続地域南争へ！

西竹基署糾弾へ——全金・全港

6月5日、全港海老岸支隊・全金港合同プロック、大正プロック、監督事務支隊・東港、いん師患者同協会入さ、んら約30名で大阪海防、仲基署監査署交渉を行なつた。この日は4月11日、交ひ確認された上組のいん師同協と塩田送分会南さんのいん協取業務同協、大港分會の二名の同協同協、監督事務支隊久川さんの死に對し認定されたの、塩田送分會南さんの認定は4月の際、5月1日にいっばいで下す」と、約束していたが、5月に一回調査に来たまま、理由は、現場調査した

南港海防衛生技術センター、原田医師の意見が、まにあわない、それも学会出席のためにおく、れでいるというもので、ある。分會は、研究の、私病医師の意見書添えて、分會申請をして、お、り、分會の意見書は、不十分なのかと、内い、た、忘す、と、さうで、ない、と、言、い、な、け、ら、も、局、の、専、内、医、が、見、な、い、股、り、認、定、を、き、な、い、と、言、い、は、つ、た、。、し、か、し、南、港、の、話、め、に、よ、つ、て、採、否、ま、で、に、結、論、を、出、す、と、約、束、さ、せ、た、。、大、港、分、會、の、二、人、の、弟、災、認定、に、つ、いて、は、一、人、は、再、発、を、認定、と、約、束、し、た、が、も、う、一、人、の、弟、仲、港、は、從、傷、性、の、障、害、を、

ないからという理由で、か、な、い、と、判、断、を、し、な、い、と、言、い、出、した、。、し、か、し、以前、危、嶺、協、健、協、の、山、下、医、師、が、意、見、書、を、出、し、て、お、い、な、が、ら、一、回、分、會、見、は、認、め、ら、れ、な、い、と、し、て、一、年、に、一、回、分、會、に、な、つ、て、い、る、か、ら、再、発、に、な、る、か、と、う、か、を、調、査、し、采、定、す、る、と、約、束、さ、せ、た、。、

監督事務支隊久川さんの分會申請は4月11日に出されたが、その後、1ヶ月間も、認定も下さずに放置して、あつた。その一ヶ月間に、南港局が調査した内容を、伺、い、た、。、し、て、こ、ち、ら、の、意、見、書、と、の、く、い、ち、が、い、か、あ、る、か、否、か、を、話、め、る、と、い、何、も、ご、さ、い、ま、せ、ん、。、意、見、書、の、と、お、り、な、す、と、い、い、つ、つ、と、局、の、専、内、医、の、意、見、を、伺、い、て、から、采、定、す、る、と、し、

か、啓、え、な、が、つ、た、。、意、見、書、に、よ、る、現、場、の、足、産、医、師、に、よ、る、現、場、と、置、換、に、直、か、ら、の、意、見、が、あ、る、に、も、が、か、わ、ら、ず、そ、れ、を、認、め、よ、う、と、し、な、か、つ、た、。、監督事務支隊の、意、見、書、に、認、定、を、き、な、い、の、が、！、と、思、な、す、と、今、度、は、一、そ、う、で、は、な、い、と、進、げ、る、ば、か、り、な、い、と、進、め、ら、れ、る、と、い、う、た、。、ラ、ネ、を、お、け、た、の、か、と、採、中、に、結、論、を、出、す、と、約、束、し、た、。、

上組分會のいん師同協、五項目の確認書をひとつ、つ、と、検、査、し、た、。、ま、が、せ、て、お、り、ほ、と、ん、と、何、ひ、と、つ、と、し、て、果、行、し、て、い、な、か、つ、た、。、そ、れ、に、思、つ、た、南、港、の、政、策、に、あ、い、つ、つ、と、全、港、を、参、加、さ、せ、る、

ある。「認めない」とも立場とする行政と斗う地域全国の労働者に、騒動を与えるにちがいはない。

職場全員が成果を守り

「職場の治癒が完全でない限り、労災を打ち切り出動しなさい」

「職場の治癒が完全でない限り、労災を打ち切り出動しなさい」

福井さんの症状と認定半年経過

○昭和四年一月、福井り災（ギックリ腰）労災認定を受ける。

○治療は断続的は痛みの為療養するが、昨年位から石塚部に痛みを感じるようになる。四年一月位から石塚部、両膝部（もも）のつけ根に痛みを覚え始める。

○現在では二百回以上続けて実行すること不可。腰痛中は痛みの為3、4回目を度ます。立位姿勢は十分が困難。イスに座る時は、一時両手で膝が痛み始める。正座は可能だが、あぐらは不可。

○現在では二百回以上続けて実行すること不可。腰痛中は痛みの為3、4回目を度ます。立位姿勢は十分が困難。イスに座る時は、一時両手で膝が痛み始める。正座は可能だが、あぐらは不可。

半年もたてたないうちに再発し、私病扱いとなる。たゞこうしてまかしてする行政のやり口にあること多く、この成果を見つめむかし、討論・学習を求め、労災の原因に対する斗いをとりくみ、職場から一歩の労災産業病を遠ざけよう。

○昨年以後、右膝部痛みの痛みの原因が腰痛であると説明して治療。昨年には後商板ヘルニアであるという医者診断によつて、その治療をする。

○しかし、尾崎合志外科の田島医師、尾崎オミ診療所山下医師の診断によつて、腰痛は腰痛とみて、たく別であることではじめて知る。

○田島医師の診断は右側股関節、膝関節痛であり、水庄での作業に原因のあることが明白となる。○執行部、前記田島医師、奥野

仰者完全センターの助言・指導のもとに労災産業病として労働基準局に認定を迫る斗いを準備する。

○四年二月七日、大阪府労働基準監督署に、労災産業病認定の申請を行う。

○日のの労働安全行政は、独占資本と借のズイまで結んでくしているのが現実であり、又、福井さんの症状が、労災産業病として認定された例が日本全国ま、たく無い為、相当困難な斗いになることを予想し、福井さんが一ヶ月以上をかけたレポート用紙数十ページに及ぶ「報告書」へ製法職場の作業内容、水庄作業の内容の報告書を、田島、山下両医師が、かつて書いたページに及び、田島医師意見書は用書して手鏡子とか箸類不備とカテヤチはイヤモコを付けつけさせないようにした（福森執行委員談）上で、基準局と真正面から論争し、わたりあう体制をつくった。又、かつては認定斗争のため12、3年

認定斗争のため12、3年

はかがるであろうと腹をくくった
○福森執行委員談

○労基局の姿勢は「労作者のいのちと健康を守る」ではなく「労災を私病におじまげ、よしんばやむをえなく認定する場合でも、資本に国にメイワリにほらない場合だけ」である。

○予想通り、大阪府労基監督官は、申請を放置し、会社の二度にわたる結論向い合せにも窓口でけってきだ。組合は二度に亘って監督署に鋭い抗議を行い、2月7日に、田中機械に来て現場検証を行うことを確約させ、実行させた。

○現在の労働安全行政の中では行政権力、企業、独占にゆ着く選任された、反動的な認定医師が存在し、この認定医師の職業性や私病性かという判断によって認定が否がが大きい左右される。

○腰痛の認定医師が悪名高き行福病院であり、この病院はかつて67年70年の労保斗争時、デモの最中後動隊の警棒で虐

殺されたデモ隊員の死に対し「同じデモ隊が殺した」という大阪府警をよう護したという名うこの反動病院である。

○組合の監督への抗議と追及の中で、この反動認定医師が行福病院は、福井さんの両側股関節、膝関節痛について奇妙なことに「医師の意見書通りであり、再検査の必要ナシ」との態度を明らかにした。

○2月末、監督署への抗議電話の後まもなくして、労基局は労災職業病の認定を福井さんに対して行った。「余りにあつけないので拍子めけした」（福井さん談）

労災認定獲得に際して——福井 馨美二

昨年十一月、申請書提出以来四ヶ月を過ぎて二月末に、私の病気が労災認定となりました。この間、診察治療に当って下さった医師の先生方、監督官庁との折衝にお辱折衷いたし執行部及び地域単産の幹部の方々の並々な

○文句のつけようのない「報告書」に医師意見書と、そして「支部」南大阪の戦斗的労働運動の力こそが、労基局を屈服させたといえる。我々はそこに資本主義の本質的犯罪性を見いだすことが出来る。認定は、病いに苦しむ労作者のいのちと健康を守ろうとする労基局により、

○逆には、何十斤の仲間が反動的な竹行政に泣かされていり、○現場の末端から労災斗争をまき起し、この成果を生かそう。

らめお力添えの賜と心から有難く思いますと同時に、現場の皆様、御理解と御協力の結晶の成果と存じ、この紙面をおかり致し厚く御礼申上げる次第でございます。

慢世化した疾病に対する労災認

資料

労基署に提出した書類（医師の意見書、職歴・病歴）（本人による）、作業内容説明の抜粋、要約を以下に示します。

★医師意見書

- (1) 主訴
- (2) 職業歴
- (3) 家族歴
- (4) 生活歴
- (5) 既往症
- (6) 現病歴
- (7) 現症状
- (8) 諸検査の結果
- (9) レントゲン所見
- (10) 考察

略

以上(1)〜(9)に述べたことによつて、本人の訴えていた両股関節痛、両膝関節痛は、臨床診断では、両側変形性股関節症に由来するものと明白だと思われ、果するに、痛みの痛み、両大腿骨内果部の痛みは、変形性股関節症に特有の痛みであることは能く知られてはいる通りであります。

又、現病歴は変形性股関節症の典型的な経過を示しており、す。諸検査上も異常なく、リウマチ性疾患は否定でき、過去の生活歴・病歴から骨折は認められず、先天性の疾患はレントゲン所見より容易に否定し得るものと思われ、この変形性股関節症が何から発生してきたかを考える時、レントゲン所見上からすると、両大腿骨頭無蓋性壊死に続発したものと考えるのが最も妥当であるように思われます。

現在の医学上の定説では、大腿骨頭の無蓋性壊死を来すと考へられる諸要因は①ステロイド剤の長期使用②過飲酒③潜水病④動脈硬化症⑤骨折⑥脂肪栓塞等と考へられていますが、この患者についてはこれらの点も認められず、他の原因に求める他ありません。

この患者が15年間に亘り、製缶作業に従事し、重量物運搬作業を行ってきたという事は、ただ単に大腿骨頭に負荷が長期向々たつたばかりでなく、自己

意見書の貼付写真にあるような拘束股位（シヤタミ姿勢、中腰姿勢、前屈姿勢）での重量物運搬は、股関節の屈曲位において重量物を支持するため、股関節周囲の支持筋群が大腿骨頭を強く臼蓋へ押しつけねばならぬ事を意味します。

それは直立位での重量物の支持に比して、おそらく数倍の負荷として骨頭に加わつたであろうと思われ、更にシヤタミ姿勢での重量物運搬や調節移動は、股関節が100°屈曲位での作業のため、股関節の内、特に後面の関節包の伸展を過度に強要します。その時後面の関節包を貫いて走る内側回旋動脈を圧迫し、大腿骨頭への血流を減少せしめ、更にそういう無理な状態が10数年間に亘つてくり返される時は、当然関節包の肥厚を伴う器質的変化と、その中の動脈壁の進行性変化を伴うと考へることが妥当であると思われ、

改めて述べるまでもなく本患者の重量支持組織（腰椎・膝関節）



三池労組を訪れて

北坂地区評労災職業病対策会議 豊田正義

5月31日より6月1日にかけ、北坂地区より25名の労組代表が三池炭鉱を訪れ、三池労組・主婦会と交流を行った。参加労組・団体、国鉄労組新幹線支部保線所分会・全国金属労組村上製作所支部・同西島製作所支部・高槻市交通労組・総評全国一般大幸銘板分会・同サングロス分会・高槻市職員労組・京都大学安全センター・対策会議事務局)

労災斗争の原点

「三池」を求めて

5月31日午後2時10分、大牟田取着、執行委員の方々7名の迎えをうけ、本所支部組合事務所にて夕刻まで三池闘争の現状と歴史につき説明をうけ、夕より全員が分散して各社宅の

労組員宅にて地域労働者、主婦と交流、翌6月1日より本所支部にて総括会議、昼前に三池労組本部を訪向、午後1時すぎの列車にて帰阪するという強行スケジュールであったが、この2日間の交流を通じてえた三池闘争の印象と問題につき若干ふれてみたいと思う。

まず、我々が三池労組を訪向するにいたった契機は、北坂地区の結成の動機をなしたのは12年前の三池大災害と、その後三池労組と主婦会の命を守る闘いであり、いわば、労災職業病闘争の原点として三池闘争をとらえていたゆえにその考之の再確認を意図したものであり、次に、右傾化のテンボをはやめる日本労働運動主流によって、もはや「過去の光輝ある斗い」として運動史の中に整理されよ

うとして、現地労働者主婦による三池の闘争を中心とした三井独占への闘いに肌をふれ、同時に現在大阪の地において、或いは全関西的に展開されつつある「災害源除去」をめぐる労災職業病闘争をおして、三池闘争との連帯と共闘の途をみきわめんことを目的としたのであった。

あらためて知る、

三井の支配

文牟田の現地を訪れ、改めて驚くことは三井独占資本権力の強大さである。文牟田・熊尾市の老人たちは今も三井独占をさして「三井さん」と呼ぶ。それは三井への尊敬の意味ではなく、領主にたいする領民の畏敬の情をあらわしている。

とにたくやたらと三井の二文字が列車が文牟田に近づくにつれて目に入り、文牟田市内では正に三井の氾濫である。それもその筈である、文牟田・熊尾の土地の多くは今も三井独占が所有

している。山手では大谷社宅を、はじめ社宅をとりつゞし、東洋一といわれる広大なドリムランドやゴルフ場を建設されてい

る。民間企業はもとより、自治体国家権力の持つて三井の息のみならぬどころはない。例をあげると現在進行中のCの裁判の裁判官で、「生ける屍」といわれた宮嶋さんの臨床調査を家族Cの患者の「せめて宮嶋さんの息のある中に」Cの中毒の最も悲惨な実態を見てほしい」との要望をうけいれて行なった裁判官は早々と沖繩にとばされた。過去、三池大災害が人災であり、三井を殺人罪で告訴した遺族の訴えを聴取し、書面作成にあたりた検事も又、日をみずして配転をくらうている。

三井の権力ぶりをしめすものとして昨年、3名の労働者が二組より一組に復帰しようとしたその後の経過がある。3名とその家族に好してありとあらゆる圧力が加えられ、1名の主婦はついに自殺に追いやられたとい

う。明治のはじめ、明治政府より三井鉱山の払い下げをうけ、囚人労働者を酷使し、殺し続けることにより、巨万の富を得、三池を根柢にしてわが国フルジョアジイの中核となし、あがた三井独占の人民支配の機構は今日にいたるも生きつづけてい

笑いの止まらない三井資本

合理化は完成まぢな

とをまず痛感したのである。三池は今、活況を呈している。活況といつても勿論それは三井資本にとつてである。

私は31日の夜、SさんというCの中毒の患者さんの家で一泊させてもらった。そして翌朝昨夜遅くまで交流会の場でのんだ。焼酎がのこる頭をみみえて、Sさんが案内してくるま

いう。

丁度、5000トン級の外国の貨物船2隻が港に隣接しつつあった。Sさんは「あの程度の船が2隻入りますと、塔の石炭をつみまますけん、一日の出炭量かもはや追いつきません。三井は今、笑いがとまらないですたい」と、ボソッと話しかけてきた。

揺つても揺つても足りぬ石炭、そういえば夕刻の石炭置場をまわつたが貯炭量は0であつた。そして今一つ、三池にはボク山がない。ボク山は三池港の拡張のための理立用に使われいている。有明海には人工島やボリリング基地が我が者顔に林立している。

かつて三井資本は、三池炭鉱の最終的な合理化目標として、在籍労働者 3000人、一日出炭量 2万トンをみみげ、三池労働者を生産才一主義の殺人労働に追いこんだ。

そしてこの合理化計画は今、完成目前にある。50年3月現在の労働者数 4973人へ33年 13808人、月当り出炭量 501705トンへ33年 14

5000トンの会社公表の数値はこのことをものなたってい

大災害以来から100名の

人柱、微傷増の多らへり

独占資本 国家権力は「石炭より石油へ」というエネルギー革命というベールの下でも 国家独占資本体制を通じて三井資本にはタツアリと丈もうけをさせてきた。そして現在「石油シヨック」をバネにして再び石炭業界の総元締である三井にたいして隠された活況をもたらしつつあるわけであるが、この好況を迎えつつある三池において過去、現在何をもちらしてきたのか。労組の報告を聞こう。

「大災害で458人の仲間が殺されましたが、以後1000人をこす仲間が殺されていきます。(昭和49年3月末で103人)

最近の傾向として、重傷・軽傷がへり、微傷がふえとることです。これは又D運動といつてもいい自主保安運動をおし

て労務管理が強められているからです。クタクタのケなや、骨折は保安部預りになり、表に出てこ

100患者の生きざま

をみる

さらに固知のとおり、三池大災害、三井の合理化の内実を自らの存在によって告発しうづけてきたこの中毒患者を会社は政府と一体となって補償打ち切りを乱発し、三池の地より追い出そうとしているが、この患者の

実態はどうであろうか。

私は十一分会へこの中毒患者で職業訓練所で働く労働者によって組織されている分会の人数9名と交流したが、0分会長は「どうです。ここにおる人は1名を除いて全員かす患者です。がわからんでしょう」と自己紹介してくれました。3年前、東京で開かれた「日本の医療を告発するすべての人々のつどい」にわざわざ参加してくれたIさんにも公衆浴場の横でバツタリあ

三池は燃えている

った。Iさんは腰痛と下半身マヒのこの中毒症のため3月末まで再入院し、ようやく歩くようになったという。日焼けのした顔、肥えた体つき、ニコニコと人なつかしそうに笑うIさんからは到底この中毒症の悲惨さほうかがない。私の持した犠牲者たちも、その苦しみを自らの内と、家庭内に秘めて、客入であるわれわれに接してくれただけであらう。

私は健康人と変らぬその股体をみつめ、そうであればあるだけ、医学会によって現代医学をもつてしては回復不可能と断定され、社会の一隅にあつて尚生きつづけ、叫びつづけようと

するその生きざまに言葉にならぬ感動を覚えたのである。

三池労働者、主婦との交流と

三池にはあまりにも時が短かすぎた故に、三池南争の評価についで軽々しく私は断定できな

い。むしろ私にあたられた

